

国税共へ

第三弾／訴状

▼ 新村紘宇二

1. 私は、[URL.TV 株式会社](#)（以下、URL.TV）代表取締役 新村紘宇二である。
2. お前達は、平成19年6月27日 武中法特第1346号（武蔵府中 税務署長 財務事務官 武田 雅雄）の『[賦課決定通知書](#)』をURL.TVに送った。
3. 当該、『[賦課決定通知書](#)』による、課税期間は、自平成18年1月1日、至平成18年12月31日、であり、本税として98億4452万3500円、重加算税として34億4558万2000円、合計132億9010万5500円、を納税しろとあり、尚、該通知書最後尾に『この通知書に係る処分は、東京国税局の職員の調査に基づいて行いました。』とある。
4. 要するに、URL.TV が、平成18年の1月1日～12月31日までに、受取った消費税と、支払った消費税を差し引きして、受取った消費税のほうが支払った消費税よりも、98億4452万3500円が多いので、その多い分を払え！という訳だ。
5. 更に、前記4の、受取り消費税(98億4452万3500円)を払わなかったから、払わなかったことに対する『懲罰課税』として、重加算税34億4558万2000円を払え！という難癖である。**(該難癖に同調したナベツネよ！筆誅必罰を待て！)**
6. つまり、URL.TV は、平成18年度にURL.TV の商品を販売して得た、販売代金と、それに付帯する受取り消費税があった訳で、受取り消費税**だけ**があった訳ではない。
7. 支払った消費税と差し引きして、なお、受取り消費税が98億4452万3500円あったということは、一体いくら受取り消費税総額があったのか？、更に、消費税は売上代金の5%であるから、仮に、98億4452万3500円の受取り消費税で計算しても、URL.TV の当該売上代金は、98億4452万3500円×20倍=1968億9047万円あったことになる。
8. 前記7の計算でいくと、平成18年度のURL.TV の売上総額は、2000億円強あり、それに対し、URL.TV の必要経費等を差し引いても、1990億円以上の経常利益及び純利益があったことになり、それらの利益に対する『法人所得税』が1円も賦課されていないということは、売上げ分相当の2000億円強の『経費』がかかっていたことになる。
9. 国税は、URL.TV の『2000億円強』の『経費』を歴然と認めているのである。ということはURL.TV は2000億円強の『経費』を使うほどの超大企業であったと国税が自ら認めた訳だ。これらのことを勘案すると、URL.TV に対する上記3の賦課決定通知は、紛れもなく『[消費税還付制度](#)』の『**いい加減**』を突かれたことによる『**狼狽**』が、かくも稚劣な、荒唐無稽且つデタラメそのものの『[賦課決定通知書](#)』となったのである。**追って裁判で**、キツチりと『**ケジメ**』をつけてやるから、根性を据えて待っている！お前達の『**血税私腹主義**』はもう終わりなのだ！。
10. 国税共よ、お前達がURL.TV に下した『[賦課決定通知書](#)』には**公定力**などない！。お前達の『**重大明白な瑕疵／職権濫用という犯罪**』には、公定力などないことを思い知るんだ。[行政法学](#)には『**瑕疵の程度によっては、もはや公定力を認める必要のないほどの高い違法性を有する行政行為も存在する**』。[行政法学](#)においては、**このようなものを無効の行政行為として扱う**。無効なのであるから、行政行為の効力は一切存在しない。従って、公定力も認められないし、不可争力も生じない。従って、取消訴訟において存在する出訴期間の制限にも服しない。また、取消訴訟の排他的管轄にも属しないので、取消訴訟でない訴訟においても裁判所が行政行為の無効を認定することができる』とあるのだ。**お前達の犯した大罪**は、強盗罪、恐喝罪、詐欺罪、横領罪、背任罪、職権濫用罪等々である。**誅罰が下るのは因果応報である**。
11. 国税共よ！観念するのだ！お前達がやりたい放題の『[通達課税主義](#)』をして、法治国である我が国の『[租税法律主義](#)』を足蹴にした『**罪**』は、『**死罪**』に値する『**大罪**』なのである。その『**大罪**』を犯して、天下りの『**渡り**』を平然と繰り返してるお前達は、正に『**天網恢恢疎にして漏らさず**』の『**天誅**』が下るのである。
12. 『**虎は死して皮を残し人は死して名を残す**』、だが、お前達は『**汚名**』を遺すのだ！。